

○議長（茅沼隆文）

日程第２ 議案第２６号 工事請負契約の締結について（平成２８年度開成幼稚園大規模改修工事（繰越明許事業））を議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。平成２８年度開成幼稚園大規模改修工事（繰越明許事業）の工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（橋本健一郎）

では、議案を朗読いたします。

議案第２６号 工事請負契約の締結について。

次のとおり請負契約を締結する。

１、契約の目的。平成２８年度 開成幼稚園大規模改修工事（繰越明許事業）。

２、契約の方法。条件付き一般競争入札。

３、契約金額。一金９，８０３万１，６００円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額）７２６万１，６００円。

４、契約の相手方。神奈川県小田原市新屋８２番地の１、松浦建設株式会社代表取締役松浦秀敏。

５、工期。議会議決の日から平成２９年１１月２４日まで。

平成２９年６月２３日提出、開成町長、府川裕一。

では、１枚おめくりください。

次に、事業概要の説明となります。この事業につきましては、平成２９年開成町議会３月定例会議にて、お認めいただきましたものを繰越明許とさせていただいたものでございます。

なお、こちらの３、４ページには、平面図をつけさせていただいておりますが、ご覧いただきますと、分かりますとおり、内外装を含めまして、ほぼすべて改装するような対象となっております。

では、１ページにお戻りください。工事の概要でございます。まず、１の園舎棟内部改修についてでございます。保育室は１０室ございまして、床につきましては、現在の床をそのまま利用して、研磨した後、塗装いたします。天井については、塗装の塗り替え、壁については、主に収納キャビネットを設置いたします。

廊下、保健室の床については、ビニルタイルの床でありますので、張り替えをいたします。

遊戯室プレイホールの部分につきましては、コルク床でございますので、そのままの利用ということで、ワックス仕上げをいたします。

1 階から 2 階に渡りますスロープの床については、すべり止めが効きました長尺シートを張りつけいたします。

給食室内の床については、合成樹脂材で床の仕上げをいたします。

遊戯室や職員室の天井については、塗装の塗り替えを行います。

また、玄関扉につきましては、現在鉄製の重いものでございますけれども、園児等の安全を考慮いたしまして、今度、アルミ製の両開き式のハンガー扉に変更いたします。

次に、2 の園舎の園舎等外部改修でございます。こちらにつきましては、園舎の外部塗装、全般的な塗り替えと、あと屋上の防水工事を行います。

3 の電気設備です。園舎全体の照明器具を L E D 照明に交換いたします。

そのほか、各保育室に職員室等の連絡用にインターフォンの設置と、あと園内の放送設備の機器についても交換を行います。

続きまして、4 の空調設備です。保育室 10 室をはじめまして、全ての部屋に空調設備を設置いたします。

5 の給排水衛生設備でございます。幼児用の現在各トイレに 1 カ所和式便所を設けておりましたけれども、そちらについては全て洋式に変更いたします。

そのほか、3 歳児の受け入れをこれから本格的に行いますので、幼児用のシャワーユニットの設置、あとこれにあわせまして、給食室の厨房機器の更新も行います。

6 の外構関係につきましては、こちらは玄関の入り口、あるいは園庭を見渡せる場所に 3 台の防犯カメラの設置と、あと園の敷地内で水はけの悪い部分がございますので、そちら 3 カ所について、雨水浸透枳を設置いたします。

担当課については、教育総務課でございます。

続きまして、2 ページをおめくりください。こちらも朗読いたします。

1、事業名、平成 28 年度開成幼稚園大規模改修工事（繰越明許事業）。

2、入札参加業者及び入札金額。予定価格、消費税抜き、1 億 6 2 6 万円、消費税込み、1 億 1, 4 7 6 万 8 0 0 円。

調査基準価格、消費税抜き、9, 5 6 3 万円。消費税込み、1 億 3 2 8 万 4 0 0 円。

失格基準価格消費税抜き、9, 0 3 1 万 7, 0 0 0 円、消費税込み、9, 7 5 4 万 2, 3 6 0 円。こちらの内容で、12 社が参加をされまして、1 社が辞退、1 社が不着となつてございます。結果、10 社におきまして入札に参加されまして、3 番に記載されております、松浦建設株式会社が 9, 0 7 7 万円で落札となつてございます。

なお、この表の一番下に米印で書いてございますけれども、予定価格の範囲内（低入札価格調査制度における失格基準価格以上）で最低の価格を持って入札した者に対し低入札価格調査を行った上で落札者を決定してございます。こちらの詳細につきましては、開成町低入札価格調査委員会委員長の副町長より申しあげます。

○議長（茅沼隆文）

副町長。

○副町長（小澤 均）

それでは、開成町低入札価格調査委員会を代表しまして、このたびの事業名、平成28年度開成幼稚園大規模改修工事（繰越明許事業）の入札に係る経緯及びその結果に基づく調査と審査結果について、御説明をさせていただきます。

まず、当該事業に係る入札の経緯としましては、この入札を条件付き一般競争入札で実施することから、入札に際して必要な公告及び説明書の内容について、4月20日の第3回と5月11日の第4回の指名選考委員会で検討し、まとめてございます。

その中では、この工事に係る請負契約が適正に履行されるために、開成町低入札価格調査制度運用要綱に基づく低入札価格調査制度を適用することを決定してございます。

この制度は、まず予定価格に対し10分の9から10分の7までに相当する額の範囲内で調査基準価格というものを定めます。さらにその調査基準価格から予定価格の100分の5を減じた額を失格基準価格として定めまして、その額を下回る最低価格入札者については失格とするものでございます。

なお、最低入札価格が調査基準価格を下回った場合には、落札の決定を保留として、その中で最低の価格を入札した者に対し、事項確認を行うこととしています。

具体的には、本低入札価格調査委員会において、該当者に対し、入札価格の理由等を確認する調査票や、設計書の内訳見積書及び財務諸表などの資料提出に加え、各委員による事情聴取、ヒアリングを実施します。その結果、契約内容に適合した履行が確保できないと判断した場合には、落札者とししない調査制度であります。

お手元の資料の2ページをご覧ください。6月6日に実施をしました入札結果を記載してございますが、3番から6番に記載された4業者が失格基準価格以上、調査基準価格未満の入札金額となっておりますが、そのうちの最低の価格である9,077万円、落札率85.42%で入札をしました、3番、松浦建設株式会社を調査の対象として、事情聴取を行うこととしました。

6月15日に低入札価格調査委員会を開催してございます。当委員会につきましては、私が委員長を務めさせていただいておりますけれども、ほかに4部長と教育委員会参事の6名の構成となっております。

委員会ではまず、午後1時から提出された調査票に基づき、当該価格で入札した理由、入札金額の積算内訳、手持ち工事の現況、手持ち資材、機械の状況、労務省の具体的供給見通し、経営状況などについて、財務課の契約担当者から説明を受けました。

引き続き、午後3時から約40分間、松浦建設株式会社の担当者、森谷氏、瀬戸氏に対し、調査票による不明な点や記載内容で確認すべき点などについて、各委員より聞き取りを行ってございます。

当該工事については、主に夏休み期間中に集中して工事を実施しなければならな

いことに対する、工程管理面や、安全管理面で、会社として十分に組み込んでいくことや、配置予定される技術者は届け出をされたものに加えて、現場経験が豊富な職員をカバーするサポート体制を確保していくこと。さらにこれまで実施してきた工事と同様に、当該事業についても、誠実に履行していくことの確約がされました。

以上のことから、本低入札価格調査委員会としましては、計画している作業内容は、適正に施行されるものと判断し、審査対象者である松浦建設株式会社を当該工事の落札者とする旨の審査結果を6月15日付けで開成町長宛て、報告をしたところでございます。

私から説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

9番、井上議員。

○9番（井上三史）

9番、井上です。工期が11月24日までということですので、工事内容の期間における進捗が資料に入らなかったのを質問させていただきます。ただし、今の副町長の説明で、集中的に夏休みに工事が行われるということは確認が取れましたけれども、しかし、工事が完了するのは11月24日となっておりますので、園児がこの工事に影響を受けないかどうか、ちょっと気になるところでございます。安全管理面について、園児にどの程度の影響が出るのか。担当部署の所見を伺いたと思います。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（橋本健一郎）

お答えしたいと思います。先程説明がございましたとおり、夏休みを集中的にやっていきたいというところでございます。

なお、それによりまして、やはり園児がいる期間についても、多少なりとも工事のほうがかかってくると思いますので、その辺については、十分この間のヒアリングでも業者にも確認いたしましたし、今後、管理面においても、十分その辺は安全が一番ですので、それは一番に考えて、工事の施工等、行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（茅沼隆文）

井上議員。

○9番（井上三史）

保護者への説明も、園内における園児の生活についての協力等の説明は開かれるとは思いますが、工事中に、園児が園生活を行っていく中で、ある程度の事業というのでしょうか。工程の中で、影響を受けるようなことがあるのでしょうか。そういうのが一切なく、工事というのは着々と進められていくのでしょうか。その

辺お伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

それでは、低入札価格調査委員会の中で、ヒアリングを行った内容について、もう少し詳しく御説明をしたいと思います。先程副町長、それから、今、教育総務課長より話があったとおり、幼稚園での工事ということで、夏休み期間中に集中して行ってほしいと。それから、その他の期間でも十分安全管理に注意してやってほしいのだが、その面について、どう考えるかというところは、重要なポイントとしてヒアリングを行ってございます。その中で、松浦建設株式会社といたしましても、できるだけ、内部改修工事はもちろんですけれども、なるべく主要な工事については、夏休み期間中に終えたいということでもございました。また、その他の夏休み後の期間におきましても、これは当然、園ときちんと調整をとりながら、安全管理については十分注意をしながら行うということで、その辺、真摯な回答が得られましたので、大丈夫であろうという判断を下してございます。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（橋本健一郎）

お答えしたいと思います。まず、園児等に係る授業への影響ということでございまして、毎年、開成幼稚園では、7月に夏祭りを保護者が主となって行ってございます。今回につきましては、早々と工事があるということでございますので、今年の夏祭りについては、開成南小学校で開いていただく形を既にとっているところでございます。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

井上議員。

○9番（井上三史）

園児の事故、危険回避に向けて十分熟慮、配慮しての説明が今の両者の説明で分かるわけですが、しかしながら、園児の年齢というのは、非常にいろいろなことに興味を持ち始めて、何でも触りたがるとか、何でも関心を持ちますので、十分園児の目に触れるような場所とか、園児が入りそうな場所は、十分な危険防止策を講じていただくことをお願いいたしまして、私の質問は終わります。

○議長（茅沼隆文）

2番、山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。今回の入札者については、松浦建設株式会社ということで、最近では、保育園を建設した業者ということで、問題はないのかなというところで、

業者選定については、金額を含めた中で理解はしているところなんです、今、同僚議員が質問した中での契約工期期間というものに、ちょっとひっかかりを感じております。

今回、提案するにあたって、本来であれば工程表、我々審議する中では、やはり園児が夏休み中は問題ないんですけれども、登園を始めたときに、ちゃんとした環境で教育が受けられるかというところを、やはり見たいところであるというのは、本音の中です。そのような中に、先程来、ヒアリングしたときに信頼がおけるということで、口頭の発言をされているのですが、我々はその場に立ち会っていないので、職員の皆様からの声を信用するしかないんですけれども、やはり我々議論する過程の中に、音が出るであろうという工事内容ですよ。大体予測できるわけじゃないですか。ということは、この工程でいくと、夏休み期間中に、ある程度のところが終わって、終わらなかった場合に、ここら辺がずれ込むんだなという判断材料にもなると思うのですよ。今回、この資料提出の中には、それが含まれていないという部分では、検討ができない状態になっているんですよ。価格面では、了承しました。ただ、契約の工期期間というのは、なぜもって、11月24日なのか。要するにその中のなんかの機材が入らなくて、そこまで工期を延ばしたという、説明は先程なかったもので、何でここまでなるのかなというのが分からないので、できれば、今日ここで工程表が出せるのであれば、出していただきたい。それで審議をしたいと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（茅沼隆文）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（加藤順一）

工事工程表、契約が締結されましたら、直ちに提出させるものでございます。これはほかの工事も全てそうございまして、今回工事につきましても、松浦建設株式会社が、本議会で終了、差し支えないということで決定されましたら、そこで工程表は提出されるものでございます。その際には、私どもと十分調整した中で、こういった工程かチェックしまして、適正かどうか、私どものほうでさせていただきたいと思います。

それから、11月まで延ばしている部分につきましては、先程申しました、実質的には夏休みを想定しているわけなんですけれども、御懸念のとおり、工期のずれ等が発生した場合、やはり園児がいる中ではできないという作業も想定されますので、では、ここを園児のいないときというような期間をピックアップした中で、どのくらいの余裕を持たせればいいのかということで、11月という期間を設定したものでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2 番、山田貴弘です。今の参事の答弁だと、工程表は出せないという解釈をとるのですが、幼児時期というのは、やはり環境が変わるだけで精神的なストレスというものをものすごく受ける時期だと思うんですよ。我々議会としても、ただ、工事をするのではなくて、そこの精神面も配慮した中で、工程管理もする責任もあると思うんですよ。実際、これは工事をして、問題が起きたときに、何でこんな期間に、工事を議会側は承認したんだという、保護者からのクレームがあってもいけないので、例えば、終わらなかった事業に対しては、土日、祭日を挟んだ中で工程管理をする中で、平日は工事はさせませんというようなものがあれば、この11月24日までの理解というものは工程表がなくてもできるのですが、今、参事答弁の中では、そこら辺を言えなかったという部分では、通常の園児がいるときの工事というのは、やるべきではないと思うのですけれども、できれば夏休みに集中して、終わらせてもらいたいのが大前提なんですけれども、そこら辺含めた中で、工事の工程管理というものがしっかりと確約されているのかどうか。これ、終わらなかったから、延ばしてくれ、延ばしてくれだけでは済まない問題だと思いますので、教育という立場を司る立場からすると、そこら辺というのは配慮して当たり前のことだと思うのですけれども、そこら辺、考え方をよろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（加藤順一）

議員の御懸念はもっともございまして、私どもも、当然にそこに最大限に意を注いで、ここの工事は執行していきたいと考えているところでございます。

重ねてになりますけれども、説明の中にたびたび申しあげておりますけれども、主要な工事については、夏休み期間、これをもって、完了させるというのを前提の中で、ただ、一部でも残った場合については、園児がいるところでできる作業、全くそういった部分で影響がない場面、これはまだ、精査をさらに進める必要もあるかと思うのですけれども、基本的には、園児のいないという前提の中での工期設定に余裕を持って、それが11月だということで御理解いただきたいと思います。

先程から園児、幼児という部分の御心配をされるというのは、十分私どもも承知しておりまして、それは当然、私どもこそが一番懸念しているところでございます。そういったところは万全としていきたいと思っております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2 番（山田貴弘）

2 番、山田貴弘です。その点は十分分かっているけれども、自分も質疑をしているのですけれども、やはりこれを書面として工程表というのは出せなかったのかどうかというのが、ある程度のアバウト的なものというのは出せるはずなんですよ。だからこそ、お尻の部分の11月24日というものもうたわれていると思うのです

が、今回、これを出されなかったというのではちょっと不安が残るのです。言葉で言われても、工程の中で、我々が精査した中で、このところというのは、こういうふうにしたほうがいいのではないかと、ああいうふうにしたほうがいいんじゃないのとか、そういうのもあるとは思いますが、そこら辺を出せないのか、出せるのか。はっきり言ってもらえると。あと先程言った、土日、祭日を利用した中での工事をやって、幼児がいる間は、工事を避けるというような発言がいただきたいと思うのですけれども。その点について、どうでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（加藤順一）

先程から御説明しておりますとおり、業者に工程表を出させるというのは、普通に行う作業でございますけれども、契約相手方として決定された段階において、それを提出させるということになってございます。それで御懸念も多いことでございますので、提出された工程表につきましては、私どもも一応精査するわけですが、皆様にも御提供させていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

それでは、4回目です。最後です。

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。それは分かっているんです。分かっているんですけれども、入札する前というのは、ある程度、条件的なものって提示するわけじゃないですか。そこら辺が見えるように、ある程度、我々に示してもらえれば、これは理解できる案件なので、ぜひ幼稚園を大規模改修によってきれいにしてもらいたいというのは、我々の念願でもあるので、一番心配しているのは、工事中に精神的な部分で、ダメージというか、例えば、来なくなっちゃったとか、そういう子が出てはいけないので、そこら辺の配慮として、我々は調査をしたいという部分である程度、アバウトな工程表でいいので、示せないのかという、何でも業者任せではなくて、当然、行政側も要望というのはあるわけじゃないですか。ここからここまでは、これを進めてくださいという、それをのめるかのめないかによって、当然、これは入札にも参加してくると思うので、工程的に最初からできないものというのは、工事業者も入ってこないと思うので、そこら辺は出してもらいたいと思うんですけれども、アバウトでもいいので、それは無理ですか。

○議長（茅沼隆文）

副町長。

○副町長（小澤 均）

先程来から、工期の関係、工程の関係について、御質問いただいているところでございますけれども、当然、先程御説明した調査委員会の中でも、大きなポイント

の一つとして、夏休み期間中に、できるだけ工程を消化していくといったこと、あと全体の作業ボリュームの中で、もし、夏休み期間中に間に合わなかったとか、予定がちょっと遅れてしまったといったことの部分について、どうするのかといったことについても業者に正しました。業者では、そういった期間中にできるだけ園児、幼児ですから、そういう危険が及ばないような対策を講じて、安全を期していくという確約をしましたので、また、契約をいただいた段階では、そういったことを明確に、所管課の教育委員会だけではなくて、契約担当のほうも含めて、しっかり指導していくということで御理解いただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

6番、菊川議員。

○6番（菊川敬人）

6番、菊川です。今回の入札に関しましては、結果、それから、調査内容につきましては、規定どおりきちんと履行されているなという感じがいたしまして、理解をしているところでありますが、私から入札の内容について、少し質問をしたいと思います。

今回は、国交省が低入札価格調査基準というのを、4月1日から変えているわけがあります。直接工事費が97%までという形になりまして、今回の調査基準価格としては、その調査基準範囲内の90%、ほぼ9割を占めているところで設定されています。9割、若干低いですが、ほぼ、9割ですね。計算すると、そういう形になっております。このところ、国交省が変更したということは、一つは、ダンピングを防ぐということ。もう一つは、粗悪品をなくすということの目的もあるかなと思います。そういう面では、非常に調査基準価格を設ける利点というのはあるかなと思うのですが、今回、9割のところ、範囲内の上限いっぱいを使ったところ、何か意図があるのではないかなと感じがいたしまして、一般的な施主側としては、7割のところの、低いほうを使ったほうが、支払いは少なくて済みますので、その20%の間の利益ではないですが、出る部分は抑えられるということになるわけですから、ここをあえて上限いっぱいを使ったというのは、何か意図があったのかどうか。そのところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

1点、訂正でもないのですけれども、お話をさせていただきますと、最初のお話があった、97%というところは、実は本年5月1日以降、公告分ということで、本工事に関しましては、実はその部分は95%で計算をされております。

お話を申しあげますと、全体工事費をおおむね四つに分けますと、直接工事費、それから、共通仮設費、現場管理費、一般管理費と四つございます。それぞれを95%、90%、90%、55%と。この計算をしてまいりますと、実は調査基準価

格で、計算上になりますけれども、9, 583万9, 937円となりました。この数字は、なぜ適用されないかといいますと、0.9018ということで、先程議員が御指摘の10分の9を超えてしまっているんで、使えないという数字になります。そこで一番直近の10分の9に見合う形で、再度計算をした結果が、9, 563万円という数字になったという御説明をさせていただいた上で、ではなぜ10分の9なのかというお話は、今、議員おっしゃったとおり、これ以上下げますと、いわゆる不当なダンピングということになりますので、こちらのほうとすれば、綿密な計算のもとに設計をしているわけですから、これ以上やはり低くなってくると、工事の質そのものに影響が出るという判断をしましたので、上限値の10分の9で、今回は設定をさせていただいたということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

基準の幅が、70%から90%という形で、これは担当で設定することができる決まりになっていますので、あえて9割を設定されたのはなぜかなというのが、ちょっと疑問だったということで質問させていただいたのですが、入札結果を見ても、かなり入札価格に差が出ているのですが、調査基準価格から外れた、低入札価格から調査基準価格から外れたところが半数あるわけなんです、この調査基準価格を今回設けますよ。そして、失格基準価格を設けますよということは、入札側は皆さん御存知だったのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

お答えをしたいと思います。具体的な数字は出ておりませんが、当然、その制度を活用するというお話はさせていただいております。

参考までに申し上げますと、先程申しあげた直接工事費のところは、正直、どの会社も大きく離れておりません。大きく離れた結果は、実際は現場経費と一般管理費、ここはその会社のものの考え方が大分反映される部分になりますので、今回の松浦建設株式会社については、こういったあたりにつきましては、聞き取りによりますと、企業努力ということと、それから必要最小限の経費のみ計上しましたということで、簡単に言うと、この部分でどれだけの利益を見込むのかということが、結果的には総額にはね返ってくるのかなと判断をしているところでございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

もう一つ伺います。我々からすれば、ちょっとぱっと見て、すぐ判断できる、見やすいのは、やはり最低制限価格を設けたりは、すぐそこから下回っているかどうかで、失格点数が分かるのですが、ここはちょっと計算しなきゃいけないという

部分がありまして、面倒くさいなという感じはするのですが、今後は、今もこういう形で、調査基準価格というのを使っているわけですが、今後の入札の方針としては、やはり調査基準価格を設けた入札の方法というのが主流になってくるのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

お答えをしたいと思います。基本的には、いわゆる5,000万円を超えるような大規模な工事についてのみ、導入をされているものでございまして、130万円から5,000万円までの間につきましては、いわゆる制限価格、こちらのほうで制度上拾うということになってございますので、今後も当然、この数字以上のものが出れば、この制度は使っていくというところでございます。

○議長（茅沼隆文）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。大変細かいことをお尋ねしたいと思います。

最初に事業概要書、10ページの中で、課長より、給排水衛生設備の中の幼児用シャワーユニット設置1台についての説明がなされました。その説明の中で、気になるフレーズがございましたので、質問をさせていただきます。このシャワーユニット設置ということでは、大いに幼稚園教育の中では利用が見込まれるということで、大変喜ばしいものだというふうに判断するのですが、それに関して、3歳児に係ることで、利用できるというような形の御説明があったので、教育委員会として、幼児用シャワーユニット設置は、どういうことを見込んで、設置ということで判断をなされて、この場所に設置をしたのか説明願います。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（橋本健一郎）

では、説明させていただきます。開成幼稚園におきましては、今現在ものびのび、すくすくということで、3歳児が活動しているところでございます。やはり3歳児ですと、いろいろおもしろいですとか、そういった部分がございまして、今現在、そういった幼児を洗うような施設的なものがないのが現状でございます。あと31年度から、本格的な3年の教育を始めているわけでございますので、そういったところを見越しながら、というところでここに設置はしていきたいと考えてございます。

あと場所につきましては、こちらは内容等についても、幼稚園と詰めた中での工事内容となつてございまして、この場所については、幼稚園の要望がありまして、ここへ設置をしてほしいということから、1階の部分へ設置をするようなことになってございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

のびのびさん、すくすくさんということをまた、3歳児という意向で、もちろん十分に利用はできるのですけれども、3歳児以下の、それ以下の年齢の子のほうが、まだプール授業がなされる前の梅雨時ですとか、そういうことを考えて、最初からのびのびさん、すくすくさんという形で、年齢を限定するような感覚で、これが使用されるのはいかがなものかなと。やはりその辺、利用にあたって、かなり縛りがあるような印象を受けたので、その辺はいかがかなと感じました。

○議長（茅沼隆文）

工事請負契約の審議ですので、中身について、この中身があるから、請負契約が認められないとか、認められるとかという議論に発展するのであれば結構ですけれども、そうでない限りは、議題から外れていると思います。

教育長、答弁よろしいですか。教育長。

○教育長（鳥海 均）

お答えします。若干今、教育総務課長が言ったのは、3歳児、そういうことではなくて、今は発達障がいがあったりして、小学校でもユニットバスが必要になっているという状況なので、全てやはり子どもたちに健康な生活ができるようにということで、そういう制約は全くないと御理解ください。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

教育長の答弁で納得をいたしました。

あとは近隣に、この工事をするにあたって、大規模工事でございますけれども、近隣の方々に、この工事による啓発ですね。こういう工事が行われるという形では、どのようにそういうふうに考えているのか、この請負契約の締結に伴った今後の予定があれば、教えてください。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（橋本健一郎）

では、お答えしたいと思います。既に地元の牛島自治会には、契約前ではございますが、お話をさせていただいているところではございます。今後、契約が整いました際には、御近所をはじめとしまして、また、自治会の回覧等でも、工事を行うというところは周知を徹底していきたいと考えているところでございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございますか。

1番、佐々木議員。

○1 番（佐々木 昇）

1 番、佐々木昇です。先程もちよつと質問が出ましたけれども、もうちよつと確認させていただきたいのですけれども、工期的な関係などで、土日祝日ということで、幼稚園、園児、その辺を考えると、やはり休みの日に工事をやられたほうがいいかなと。でも、近隣、そういう方たちに気を使われるのだったら、やはり休みの日はやめたほうがいいのかな。その辺の考え方ですね。町は夏休み以降、工期をこれだけやりますけれども、その辺の考え方をお伺いします。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

お答えします。小学校も大規模改修をやって、いろいろな形で御迷惑をかけないようにやったのですけれども、幼稚園の場合には、就園時間が4時間ですので、その辺は、2時には下校しますので、2時から5時までの時間というのは、十分に活用できると思っています。ですから、工事の日程、さっき参事のほうからも説明がありましたけれども、工程表の中で、やはり子どもがいなくなった時点でやれる3時間を毎日の仕事というのを重点にして、土日を優先する。そういう形はとらない。あくまでも近隣のことを考えれば、平日の時間帯に、しかも子どもたちの安全を確保しながら、子どもたちの降園後に、きちんと工事を進めていくというのが前提と考えています。細かいことはいうと、なかなか難しいのですけれども、そういうことを前提にやっていきたいと考えております。

○議長（茅沼隆文）

佐々木議員。

○1 番（佐々木 昇）

分かりました。それと先程、入札金額がここまで低いということの理由の企業努力というお話がありましたけれども、調査項目の中に、配置予定、技術者名簿ですか、こういう項目もありますけれども、この辺、管理技術者、主任技術者、ちよつと心配するのが、そういう経費削減の中で、こういった担当技術者の方の経験が浅いとか、こういう技術的なところの経費削減というのはないのか。その辺、確認させてください。

○議長（茅沼隆文）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、お答えをしたいと思います。こちらは聞き取りの中で、配置用途技術者につきましては、届け出のあったもののほかに、現場経験が豊富な職員を配置し、なお、サポートするということで、複数人体制で現場に臨むということ。そして、工程管理、安全管理に取り組んでいくということが約束をされましたので、こういった面で、不安は払拭されているというところであります。

○議長（茅沼隆文）

佐々木議員。

○1 番（佐々木 昇）

最後に、今回、調査されましたけれども、例えば、この調査聞き取り、面接などを行った中で、その面接の内容と、実際に工事が始まった時の内容が違ったというときに、何か要綱、要領あたりがその辺に記載されていませんけれども、その辺のちょっとずれが起こったときの何か対処等があるのかちょっとお伺いします。

○議長（茅沼隆文）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

お答えをしたいと思います。本件に限らず、工事というのは契約行為に基づくものですから、当然、工期、それから、工程、守っていただいた上で、当然仕事はしていただくということですから、途中で、いわゆる発注者側と受注者側の中で、綿密な打ち合わせをして、そういったことのないように取り組んでいくということで、特に今回の案件のみが特別な体制だとは考えてございません。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑。

9 番井上議員。

○9 番（井上三史）

9 番、井上です。1 ページの事業概要書、工事概要の6 番、外構関係の防犯カメラ設置について、質問させていただきます。3 台を見ますと図面で3 ページになりますけれども、1 台は玄関前のところにA という場所ですね。あと残り2 台は、2 階の職員室のところにバルコニーのところで、もう1 台あると思いますけれども、ここに3 台設置する狙いというものをちょっとお伺いいたします。

また、防犯カメラの運用をいつから始められるのかについても、質問したいと思います。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（橋本健一郎）

お答えしたいと思います。まず、1 台につきましては、玄関の前ということでございますので、ここは来園者等ございますので、そちらを主に見張るといいますか、そういった形でつけたいと思ってございます。あと2 階の部分については、こちらはちょうど園庭がございまして、そちらが2 台によって、網羅できるような形での配置ということで考えてございます。

運用につきましては、設置された、あと完了検査等あった後の運用になってくると思いますので、期間については今ところ不明ということでお願いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

井上議員。

○ 9 番（井上三史）

防犯カメラというのは、今、5 台ぐらい設置できれば一番いいのですけれども、なかなかそうもいかないんで、この 3 台の中でどう運用していくかということですが、この 3 台は、1 階、2 階の違いはあるものの、やはり 1 面、2 面です。では、建物の裏側とか、何かについて、防犯上、そちらのほうはスルーでいいのかというのが、1 点ほど不安が残っています。

それから、運用がもし工期が完全に終わってから運用開始なのか。あるいは途中からでも運用ができるのであるならば、園児の安全管理とか、あるいは工事中の盗難とか、そういうようなものを防ぐ意味でも、防犯カメラというのは、上手に使える、工事会社のほうとの確認になるかと思いますけれど、その点はいかがでしょう。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（橋本健一郎）

お答えしたいと思います。こちらが、幼稚園については、園児が出入りするところを主に捉えているところでございます。裏側については、園児の出入りもないというところから、今回については、こちらの前面側になりますけれども、3 台ということで配置を考えているところでございます。

運用につきましては、設置をした後、テスト期間等あると思いますので、そういったのを踏まえながら、業者との調整になると思いますけれども、テストを重ねながら運用はできるだけ早めにはしていきたいと考えているところではございます。

○議長（茅沼隆文）

井上議員。

○ 9 番（井上三史）

ぜひテスト運用というのは、有効に活用できるのかなと思いますので、工事が完了しなくても、園児の安全確保、あるいは盗難等含めて、その辺、していけたらなという考えがあります。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質問はありますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質問がないようですので、質疑を打ち切り、続いて討論を行いたいと思います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第 26 号 工事請負契約の締結について（平成 28 年度開成幼稚園大規模改

修工事（繰越明許事業））について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立多数によって、可決いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。これにて散会いたします。

午後 4 時 1 8 分 散会